

GST 税制導入後の日系企業への影響

田中 啓介

チェンナイは8月に入ってから暑さが随分と和らいできました。

2017年7月から導入された物品・サービス（GST）税制ですが、保有在庫にかかる支払い済税額の繰越の可否や、繰越手続きの増などの税務リスクを避けるため、各社が6月に在庫保有を抑えた結果、例えば自動車では、2017年7月度の乗用車販売は前年同月比で15.1%増の29万8,997台、商用車も13.8%増の5万9,000台、二輪車も13.7%増の167万9,055台と、いずれも2桁増を記録しました。

さて、今回はGST税制の導入による日系企業への影響についてご紹介したいと思います。

<GSTの仕組みと現場の混乱>

GSTについては毎月申告・納税が求められ、申告手続きとして主に以下3つのステップを踏む必要があります。つまり、仕入先や外注先が申告する内容と、自社が認識している内容を照合・承認して初めて仕入税額控除（GSTクレジット）が記録される仕組みになっており、これまで以上に取引先との密な連携が重要となります。

【GST申告書の種類と申告手続きの概要】

○ GSTR-1：（売上にかかる申告）

物品およびサービス提供側が翌月10日までに申告（自社が顧客へ発行した請求書に基づいて翌月10日までに申告）

○ GSTR-2：（仕入や外注にかかる申告）

物品およびサービスの提供を受けた側が翌月15日までにGSTR-1のデータをオンライン上で確認・照合し、問題がなければGSTR-2として承認・申告。（※差異がある場合には、15日までに取引先との間で解消する必要があり、解消されない場合にはクレジットとして利用できない）

○ GSTR-3：（納税額の確定申告）

GSTR-1およびGSTR-2の申告内容がオンライン上で一致すると、当月の納付税額が計算され、納税と同時にGSTR-3の申告を実施。（翌月20日までに申告・納税）

なお、2017年7月度の申告は、上述のとおり翌月20日である8月20日が初めてのGST申告・納税期限でしたが、締め切り間際にGSTポータルサイトが数時間にわたってダウンしたことや、北東部において発生した洪水の影響でGST申告期限の延長を求める声が上がったことにより、インド政府はGST申告期限を8月25日まで5日間延長することを発表しました。

また、GST導入後は5万ルピー（＝約8万6,000円）を超える委託貨物においては輸送時に電子許可証「E-Waybill」の取得が義務付けられており、新しい制度への対応に追われている日系企業も多いようですが、153品目（一部の食品や繊維関連製品、その他公共的性質のある一部の物品など）が電子許可証の取得不要との除外規定が発表されています。

日々、さまざまな通達や規則が発表されており、新税制への理解や見解の相違などもあるため、今後もしばらく現場の混乱が続きそうです。